

公表用

# 岡山市公共工事設計資材単価表

令和7年5月

岡 山 市

## 公共工事設計資材単価表について

- 岡山市が施工する土木工事及び農業土木公共工事において、使用する建設資材及び土木工事市場単価、土木工事標準単価等の単価決定を行う場合に適用するものです。
- 単価は、岡山県のホームページに掲載している『**岡山県公共工事設計資材単価の公表について**』の**公共工事設計資材単価表（岡山県 農林水産部・土木部）を準用**します。  
(アドレス：<http://www.pref.okayama.jp/page/626209.html>)  
ただし、以下の要領及び運用は、準用しません。
  - 岡山県公共工事建設資材等単価決定要領
  - 岡山県公共工事建設資材等単価決定要領の運用
  - 岡山県公共工事設計資材単価公表取扱要領
  - 岡山県公共工事設計資材単価公表取扱要領の運用方針
- この公表単価表の内容に関する問い合わせには応じません。  
**岡山県へも問い合わせはしないようお願いします。**
- 「本公共工事設計資材単価表について」の問い合わせは、岡山市財政局財務部監理検査課技術監理担当へお願いします。
- 掲載されている設計単価は消費税抜き単価です。
- 設計資材単価はこの単価表の他に、「建設物価」「Web建設物価」「土木コスト情報」「デジタル土木コスト情報」（財団法人建設物価調査会）並びに「積算資料」「積算資料電子版」「土木施工単価」「BookけんせつPlaza」（財団法人経済調査会）（以下「物価資料」という）及び見積りによっています。
- 優先順位及び端数処理  
資材等単価の決定における、優先順位は以下のとおりとします。
  - 公共工事設計資材単価表
  - 物価資料（建設物価・積算資料・土木コスト情報・土木施工単価等）
  - 見積り

ただし、資材毎の金額【単価×数量】が100万円以上となる場合は、実勢取引価格調査を行うものとする。

なお、物価資料及び見積り単価の端数処理については下表によります。

最低、査定等した価格	端数処理
1,000円未満	1円未満切り捨て（1円単位）
1,000円以上10,000円未満	10円未満切り捨て（10円単位）
10,000円以上100,000円未満	100円未満切り捨て（100円単位）
100,000円以上	1,000円未満切り捨て（1,000円単位）
土木工事市場単価	1円未満切り捨て（1円単位）
土木工事標準単価	1円未満切り捨て（1円単位）

物価資料単価を単位数量あたりに換算した単価及び類似品査定単価も上表のとおり

とします。

8 本単価表を複製、転載、磁気媒体等に加工することを禁じます。

9 単価改定について

- ・単価表の全面改定時期は、毎年5月の1回を基本とします。
- ・価格非掲載の物価資料単価については、毎月改定を行います。
- ・掲載されている単価については、上記の他に、市場価格の変動により改定されることがあります。
- ・公共工事設計処分費単価及び購入土及び残土受入単価については、変動があった場合は改定を行います。

10 物価資料を利用する場合の注意事項について

1) 実勢価格として掲載されている場合は、原則として、卸売価格または大口価格を使用するものとします。ただし、以下の場合は超大口価格となるため、別途見積や実勢価格調査等を行うこととします。超大口価格とは、物価資料記載の取引数量以上の場合をいいます。(1現場の総数である)

例	セメント	1,000t 以上
	鉄筋	200t 以上

2) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格とは異なるため使用しない。

3) 各物価資料の**平均値**を採用します。ただし、一方のみ掲載の場合はその価格を採用します。

掲載価格の地域が異なる場合は、原則として「岡山」→「広島」→「大阪」または、「岡山」→「中国」→「全国(本州)」の優先順位とし、より小さい地域で岡山が含まれる地域の掲載価格を優先します。

(例1) 建設物価 岡山 600円  
積算資料 広島 580円  
580円が安価であるが、地域が「岡山」である600円を採用する。

(例2) 建設物価 中国 600円  
積算資料 広島 580円  
岡山が含まれる「中国」の600円を採用する。

4) 「実勢価格調査」とは、市が調査機関に委託し、実勢価格を調査することです。

5) 7 優先順位及び端数処理(2)「物価資料」の掲載価格の単位換算が必要な場合は、2つの物価資料の掲載価格を単位換算(小数第3位を切り捨て)した後、平均値(小数2位を切り捨て)を算出する。単価決定する際には平均値を7 優先順位及び端数処理により端数処理を行うこととする。

(例) 物価資料の単位「本」を、単価の単位「m」に単位換算する場合

(1本=5.5m)

建設物価 10,600円/本

積算資料 11, 100円/本

1m当たり価格に単位換算

建設物価 10, 600 ÷ 5.5 = 1927.272 → 1927.27円

積算資料 11, 100 ÷ 5.5 = 2018.181 → 2018.18円

平均値を算出

$$(1927.27 + 2018.18) \div 2 = 1972.725$$

→ 1972.7円

単価決定

1,000円以上10,000円未満は10円未満切り捨て

1,970円/m

6) 7 優先順位及び端数処理(2)「物価資料」の掲載価格に係数等を掛ける場合は、2つの物価資料の掲載価格に係数等を掛けた価格(小数点第3位を切り捨て)を用い、平均値(小数2位を切り捨て)を算出する。単価決定する際には平均値を7 優先順位及び端数処理により端数処理を行うこととする。

(例) 機械賃料の長期割引(35%) 価格を算出する場合

建設物価 950円/日

積算資料 980円/日

長期割引を掛けた価格

建設物価  $950 \times (1 - 0.35) = 617.500 \rightarrow 617.50$ 円

積算資料  $980 \times (1 - 0.35) = 637.000 \rightarrow 637.00$ 円

平均値を算出

$$(617.50 + 637.00) \div 2 = 627.25 \rightarrow 627.2$$
円

単価決定

1,000円未満は1円未満切り捨て

627円/日

ただし、市場単価、土木工事標準単価の単価決定は「物価資料」の掲載価格を平均し、7 優先順位及び端数処理により端数処理を行い、加算率・補正係数は決定した単価に掛けるものとする。

また、損耗率(損料率)についても、「物価資料」の掲載価格を平均し、7 優先順位及び端数処理により端数処理を行い、決定した単価に損耗率を掛けるものとする。

#### 1.1 見積による単価の決定方法

見積は原則として3社以上から徴取し、価格の決定にあたっては、異常値を除いた平均値とするが、価格にばらつきがある場合や異常値(※1)があった場合は適宜見積業者数を増やすなどして、適正な価格決定を行います。

ただし、電気・機械設備に係る機器単体費等は、条件等を精査のうえ、最低値を採用します。

公共工事設計資材単価表または物価資料に類似品が掲載されている場合は、類似品の見積を徴取し、査定率(以下「類似品査定率」という。)により算定した価格を採用します。

(1) 見積業者が3社以上の場合

- ①公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
  - ②公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。
- (2) 見積業者が2社の場合
- ①公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
  - ②公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。
- (3) 見積業者が1社の場合
- ①公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格とする。
  - ②公共工事設計資材単価表等への類似品の掲載がない場合は、見積価格とする。
- (※1) 「異常値」については、徴取した全ての見積価格の平均値に対し、±30%を目安とし、それを超えるものとする。

#### 1.2 機械設備・電気設備等の見積り

機械設備・電気設備等で、必要とする条件を満足しメーカーにより機器の仕様が異なり、同一メーカーの機器の組み合わせでないと作動しないものは、同一メーカーの機器を組み合わせ合わせた合計値で比較する。

#### 1.3 単価の採用する事務所名、地域名、県民局名他について

- ①生コンクリート単価表（土木用・普通セメント）、（土木用・高炉セメントB）、（早強セメント）の採用事務所名及び（注）の追加記入について  
事務所名：「**備前**」、地域名：「**上記以外**」を採用  
以下を追記とします。

(注) 6 夜間割増は以下のとおりとします。

- ・夜間施工① 夜間19時～22時、早朝5時～7時 割増額として 「コンクリート=2,000円/m<sup>3</sup>」、「プラント稼働料=定額50,000円/回」を加算すること。
- ・夜間施工② 22時～5時間 割増額として 「コンクリート=3,000円/m<sup>3</sup>」、「プラント稼働料=定額100,000円/回」を加算すること。

(※工場所在地により対応不可の工場もあり事前確認が必要。)

- ②骨材等の採用県民局又は支局について

- ・「旧瀬戸町」は、「**備前 - 旭川以东**」を採用しています。
- ・「旧御津町」及び「旧建部町」は、「**備前 - 旧御津町/旧建部局**」を採用しています。
- ・「旧灘崎町」及び「岡山市の児島半島」は、「**備前 - 旧玉野市及び岡山市の児島半島**」を採用しています。

- ③アスファルト混合物単価採用県民局又は支局について

- ・「旧瀬戸町」は、「**備前 - 右記以外**」を採用しています。

1.4 「3 公共工事設計処分費単価」 留意事項について  
『岡山県土木部及び農林水産部』を『岡山市』に読み替えてください。

1.5 「4 購入土及び残土受入単価」 留意事項について  
『岡山県土木部及び農林水産部』を『岡山市』に読み替えてください。

1.6 岡山県エコ製品の使用に係る資材単価の取り扱いについて

岡山県エコ製品に認定された製品については、品質や価格等を考慮の上、優先して使用するよう努める。従来品（新材、再生品）に比べ品質・安全性・価格等が同程度ならば優先的に使用することを原則とする。「価格が同程度」とは従来品（新材）に比べ10%以内の割高までをいう。

岡山県エコ製品を使用する場合は、当初設計時に岡山県エコ製品の単価を使用し、使用しなかった場合は、従来品に設計変更することとする。

なお、現段階で汎用性のない循環資源を原料とする資材又は同項目に複数の岡山県エコ製品がない場合等は、当初設計時は従来品で設計し、岡山県エコ製品の使用は品質や価格等を考慮の上、使用承諾により設計変更することとする。

1.7 岡山市独自単価について

「5 その他単価」として、工事現場から発生する産業廃棄物のがれき類としての石材の受入可否、処分費を次頁に添付します。

問合せ先

岡山市財政局財務部監理検査課  
技術監理担当

(直通) TEL086-803-1368

5 その他単価(岡山市追加分)

工事現場から発生する産業廃棄物のがれき類としての石材の受入可否、処分費

※最終処分における産業廃棄物処理税は、最終処分費に含まれないものとしています。

※処分費には、消費税は含まれていません。

施設名	中間処分費(円/t)	施設設置場所	備考	最終処分費(円/t)	施設設置場所	備考
藤クリーン(株)	15,000	岡山市南区藤田1666番地1	・事前打合せ			
榎片岡久工務店	8,000	岡山市南区宮浦641番外7筆	・事前協議必須 ・最大形状30cm角までとする。 (それ以上は別途破砕費を必要とする) ・混入物(コンクリート、土砂等)がある場合は割増し、または受入不可とする ・庭石等は受入不可とする。			
株西日本マックス	25,000	岡山市南区郡3000番地	・ダンプ出来る程度			
株ヨシハラ機工	3,500	岡山市北区福谷字大谷464番9	・30cm以下			
シー・シー・エス岡山(株)	9,500	岡山市北区下足守864-1	・墓石等受入不可 ・事前協議必要	7,000	岡山市北区山上3579-1	・事前協議必要 ・墓石等受入不可 ・大きい物10,000円/t ・産業廃棄物処理税含まれていません。
中野開発(株)	7,500	岡山市北区金山寺602番2外3筆	・小割が必要な場合には処分費が倍になります。 ・事前連絡必要。	6,500	岡山市北区金山寺602番3の一部及び603番1の一部	・事前連絡必要。 ・産業廃棄物処理税は含まれていません。
第一建設(株)	3,500	岡山市北区御津河内3539-12及び3539-9の一部	50cm角程度			